

すべての領収書・契約書の電子保存が可能に
税務関係書類の

改正スキャナ保存制度・電子帳簿保存法の概要と 担当者が準備すべきこと

- 平成27年度税制改正により規制緩和された税務関係書類のスキャナ保存制度の内容について
- 領収書・契約書の電子化の適正事務処理要件とは
- 契約書・領収書の金額基準を廃止
- 紙の帳簿や書類をデータで保存するには？
- 平成28年1月1日適用開始(備付け開始)
- 改正電帳法のすべて…等について、詳細解説を行います。
- 電子取引をした場合のデータの保存するには？

◆開催要領◆



<日時> 2015年10月27日(火) 13:30~16:30

<会場> 「企業研究会セミナーーム」(東京・麹町) 東京メトロ麹町駅より徒歩5分

講師 SKJ総合税理士事務所 所長・税理士 袖山 喜久造 氏

【講師略歴】

昭和61年3月中央大学商学部卒業。平成元年東京国税局に国税専門官として採用。都内税務署勤務の後、国税庁、国税局調査部において長く大規模法人等の法人税調査事務等に従事。平成24年7月退職。同年9月税理士登録し、千代田区神田淡路町で開業。税務コンサルタントのほか、企業の内部統制・文書電子化等に係る電子帳簿保存法関連のコンサルティングを行っている。主な著書「マイナンバー制度と企業の実務 完全ガイド」、「帳簿書類のデータ保存・スキャナ保存 完全ガイド」(ともに税務研究会)

◆ご参加頂きたい方◆

経理、会計税務、総務、監査、法務、情報システム・対策プロジェクトのご担当の方々

●受講料 ●1名(税込み、資料代 含む)

一般社団法人 企業研究会 セミナー事務局宛

正会員	30,240円(本体価格28,000円)
一般	32,400円(本体価格30,000円)

申込書 FAX: 03-5215-0951

151536-0613	2015.10.27 改正スキャナ保存制度・電子帳簿保存法の概要と 担当者が準備すべきこと		
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			
ふりがな ご氏名		所 属 役 職	
E-Mail			

■参加要領

申込書はFAX、または下記担当者宛 E-mail にてお送り下さい。
当会ホームページからお申し込みいただけます。後日、
(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

- *よくあるご質問(FAQ)は当会ホームページにてご確認ください
だけです。([公開セミナー] → [よくあるご質問])
- *お申込後のキャンセルはお受けしかねますので、ご都合が悪く
なった場合、代理の方のご出席をお願いいたします。
- *最少催行人数に満たない場合には、中止とさせていただきますので、
ご了承ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局
担当) 鈴木 E-mail: a-suzuki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3550 FAX: 03-5215-0951
東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MT ビル2F

※申込書にご記入頂いた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
※申込書をご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

10月27日
(火)

【講義のポイント】

- 平成27年度税制改正により規制緩和された税務関係書類のスキャナ保存制度の内容について
- 契約書・領収書の金額基準を廃止 領収書・契約書の電子化の適正事務処理要件とは
- 平成28年1月1日適用開始(備付け開始) 紙の帳簿や書類をデータで保存するには？
- 電子取引をした場合のデータの保存するには？ 改正電帳法のすべて
・・・等について詳細解説を行います。

13:30

1. 電子帳簿保存法の現状と今後の展望
～電帳法が施行されて15年が経過し、国税庁の運用方法が変わり、
規制緩和が行われました～
2. 国税関係帳簿書類とは
～法人税法で規定されている帳簿書類とは何かを正しく理解し、
備付け、保存する必要があります～
3. 電子帳簿保存法の概要
～電子帳簿保存法とはどういう法律なのか、基本的な概念を説明します～
4. 国税関係帳簿書類の電磁的記録の保存
～国税関係帳簿書類のデータを保存する法律要件等について説明します～
5. 国税関係書類のスキャナ保存
～国税関係書類のスキャナ保存制度、要件緩和の内容について説明します～
6. スキャナ保存の申請事例
～スキャナ保存制度を実際に導入するにはどうすればいいか、
実際に申請する際の手順について説明します～
7. 電子取引に係るデータの保存義務
～電子取引とはどういう取引なのか、
データの保存方法について説明します～
8. 税務調査における対応方法
～電帳簿保存法の適用法人が税務調査において対応する注意点
について説明します～
9. 電磁的記録による保存等の承認等の手続
～申請書・届出書の書き方、手続きや処分について説明します～

途中
休憩タイム
あり

16:30